

森林経営管理法の規定に基づく民間事業者の公募・公表実施要領

第1 趣旨

森林経営管理法（以下「法」という。）第36条第1項の規定に基づき県が実施する、県が定める区域ごとに経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募（以下「公募」という。）及び公表について、必要な事項を定める。

第2 県が定める区域

法第36条第1項に規定する「都道府県が定める区域」は、県内市町単位を基本とする。

第3 法の要件に適合するか否かを判断する基準

- 1 県は、公募に応募した民間事業者が法第36条第2項に規定する要件（以下「法の要件」という。）に適合するか否かを判断する県内共通の基準を、別表に定める。
- 2 県は、1の県内共通の判断基準に対して県内市町から当該市町の地域事情から妥当であると判断される意見があった場合、その意見を踏まえた当該市町内にのみ適用する判断基準を定めることができる。

第4 民間事業者の公募

- 1 公募は、毎年1回以上、県ホームページにおいて募集する。
- 2 公募期間は、公募開始の日から30日以上の間を、公募ごとに定める。
- 3 民間事業者は、2で定める期間内に、次に掲げる書類を県に提出する。
 - (1) 様式第1号「県が定める区域ごとに経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募について」
 - (2) 様式第2号「経営管理に関する情報」「経理状況の概要」
 - (3) 様式第3号「林業現場作業職員名簿」
 - (4) 提出日以前3ヶ月以内に発行された登記事項証明書（個人経営の場合は、事業主の住民票の写し）
 - (5) 提出日以前3ヶ月以内に発行された国税（所得税、法人税及び地方法人税、消費税等）及び県税（県民税、事業税、地方消費税）について、未納の税額がないことを証する証明書
 - (6) 効率的かつ安定的な経営管理に係る添付書類
 - ア 共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し
 - イ 主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し
 - ウ 3年以上の事業実績が確認できる書類（請負契約書の写し等）
 - エ 伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し
 - オ 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
 - カ 現場作業職員のうち常用雇用者の資格保有状況が確認できる書類

キ 労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類（修了証の写し等）

(7) 経理的な基礎に係る添付書類

ア 直近3事業年度分の決算報告書の写し

イ アの添付書類により経理状況が良好であることを証明できない場合は、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを客観的に証明できる書類（中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書等）

(8) その他知事が指定する書類又は資料

第5 市町による民間事業者の推薦

- 1 県は、応募のあった民間事業者に関する情報を整理し、当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域の市町（以下「関係する市町」という。）ごとに、民間事業者に関する情報を当該市町に提示する。
- 2 市町は、1により提示された情報及び法の要件を踏まえ、必要に応じて公表すべき民間事業者を県に推薦することができる。

第6 民間事業者の情報の公表

- 1 県は、第5の2の市町からの推薦を受けた場合はその意向も踏まえた上で、第3の基準に基づき、応募のあった民間事業者が法の要件に適合するか否かを判断する。
- 2 県は、法の要件に適合すると判断した民間事業者の名称及び所在地を県ホームページに掲載する。また、当該民間事業者が常用雇用する現場作業職員のうち資格（フォレストマネージャー、フォレストリーダー、1級・2級林業技能士）を保有する職員が3割以上である場合、併せてその旨を県ホームページに掲載する。
- 3 県は、2の県ホームページへの掲載と併せて、当該民間事業者が応募の時に提出した様式第1号、様式第2号（支払賃金の状況、常勤役員の住所及び生年月日を除く）及び第5の2により市町から推薦があった場合はその内容を、林業振興課並びに関係する市町を管轄する農林事務所において、希望する者に閲覧させる。
- 4 県は、2の公表前に、応募のあった民間事業者に対して、公表するか否かを通知する。
- 5 3の閲覧は、静岡県の休日定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日を除く午前9時から午後5時までとし、閲覧しようとする者は、様式第4号の閲覧名簿に住所、氏名等を記載する。

第7 公表内容の有効期間及び公表内容の修正

- 1 第6による公表内容の有効期間は、公表した日から1年とする。
- 2 公表された民間事業者は、公表内容に変更が生じた場合、速やかに変更した様式第2号に変更内容を証明する書類を添付して県に報告する。
- 3 県は、公表された民間事業者から2の報告があった場合、速やかに公表内容を修正し、関係する市町にその内容を通知する。

第8 公表の取りやめ

- 1 県は、公表した民間事業者が法の要件に適合しなくなったと認められる場合、当該民間事業者の情報の公表を取りやめる。
- 2 県は、民間事業者の情報の公表を取りやめた場合、速やかに関係する市町及び当該民間事業者にその旨を通知すると共に、当該民間事業者名及び公表を取りやめた理由を県ホームページに掲載する。

第9 その他

- 1 公表された民間事業者は、国及び県が行う事業等に協力しなければならない。
- 2 林業振興課長は、林業現場作業職員名簿に記載された情報を県作業員台帳に入力する。
- 3 この要領に定めるもののほか、民間事業者の公募・公表に関し必要な事項は林業振興課長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年度の公募から適用する。

附 則

この改正は、令和3年度の公募から適用する。

附 則

この改正は、令和5年度の公募から適用する。

附 則

この改正は、令和6年度の公募から適用する

附 則

この改正は、令和7年度の公募から適用する

別表「法第 36 条第 2 項に規定する要件に適合する民間事業者かどうかを判断する静岡県内共通の判断基準」

法第 36 条第 2 項に規定する要件に関し、静岡県内共通の判断基準は以下のとおりとする。

以下において民間事業者は、「森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者」とする。

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

以下の(1)～(9)の項目のうち、当該民間事業者の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしていること。

ただし、過去に法第 36 条第 1 項に定める公募に応募したことがない民間事業者に限り、(2)～(7)に関しては、1 年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合も要件を満たしていることとする。

なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業も含めて判断する。

項目	基準	説明
(1) 生産量の増加又は生産性の向上	素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。	現在の生産量の大小や生産性の高低は問わない。 「一定の割合」については、5 年間で約 2 割又は 3 年間で約 1 割とする。 「一定の水準」については、生産量に関し 5,000 m³/年、生産性に関し間伐 5 m³/人日、主伐 7 m³/人日とする。
(2) 生産管理又は流通合理化等	以下のいずれかに取り組んでいること。 ア 適切な生産管理 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善 等 イ 原木の安定供給・流通合理化等 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」 等	

(3) 造林・保育の省力化・低コスト化	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。	
(4) 主伐後の造林の確保	以下の両方に該当すること。 ア 主伐及び主伐後の造林を一体的に実施する体制を有すること。 イ 主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。	「一体的に実施する体制」とは、主伐と造林の両方を実施できる体制があることとする。 ただし、主伐と造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。 「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は造林を基本とする。(ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により造林を行う必要がある。)
(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保	素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。	「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」は連続していることを要さない。 「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。	「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。 行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むこと。また、当該行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備すること。

(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	以下のすべてを満たしていること。 ア 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく静岡県林業労働力の確保の促進に関する基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。 イ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。 ウ 労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。 エ 以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。 ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出	「第4条に基づく…（略）…取組又はこれに準ずる取組」とは、以下の取組である。 ア 雇用管理の改善 現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実施等 イ 労働安全対策 リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等 ※「現場作業職員等」には事業主自身を含み、必要な安全衛生教育を修了していること、又はこれらと同等の技能を有していると認められることをもって基準を満たしているものとする。
(8) コンプライアンスの確保	以下のいずれにも該当しないこと。 ア 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 イ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ウ 国、県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 エ (6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者 オ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。 「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。 「その他…（略）…相当の理由がある者」とは、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者、国税及び県税の未納がある者等である。
(9) 常勤役員の設置	法人においては常勤の役員を設置していること。 ただし、常勤の役員を設置していない法人については、法の施行日から起	

	算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。	
--	---	--

2 経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められること

次の2つの両方を満たしていること。

- (1) 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。
- (2) 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。

(説明)

「経理状況が良好であること」とは、以下のとおりとする。

- ・ 法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間に於いて全てマイナスという状態になっていないこと。
- ・ 個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。
- ・ これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

県が定める区域ごとに経営管理実施権配分計画が定められる場合に
経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募について

〇〇第 〇 号
〇〇年〇月〇日

静岡県知事 〇〇 〇〇 様

所在地

名 称

代表者

県が定める区域ごとに経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実
施権の設定を受けることを希望するので、必要書類を添えて応募します。
また、応募書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

[]

経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域が所在地から遠隔地である
場合は、適切な経営管理を実施できる理由

[]

※様式第 2 号及び森林経営管理法の規定に基づく民間事業者の公募・公表要領第
4 の 3 に定める書類を添付する。

※薄黄色のセルに入力してください。

1 基本情報

(1) 連絡先等

商号又は名称			
代表者職氏名			
主たる事業所の所在地	郵便番号	※郵便番号は、ハイフンを記入せずに数字のみ記入してください。	
	住所	※静岡県内の場合は郡名又は市町名から、静岡県外の場合は都道府県名から記入してください。	
	電話番号		
	FAX番号		
	E-mail		
個人、法人の別			

(2) 初回応募か否か (いずれかに○を記入してください)

- ☐ 本件公募については、今回が初めての応募です。
- ☐ 本件公募については、以前応募したことがあります。(前回応募年度: 年度)

2 生産量の増加又は生産性の向上

- (1) 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したもの。「請負」とは、他者への請負により実施したもの。
- (2) 生産量は丸人材積とすること。
- (3) 造林・保育の事業量のうちその他には除伐、枝打ち等の保育作業について単位とともに記入すること。

直近の実績【事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日】										
	素 材 生 産						造林・保育			
	主 伐			間伐			植付 (ha)	下刈り (ha)	保育 間伐 (ha)	
	材積 (m ³)	雇用量 (人)	労働生産性 (m ³ /人日)	材積 (m ³)	雇用量 (人)	労働生産性 (m ³ /人日)				その他(単位) ()
直営										
請負										
合計										
直近の前年の実績【事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日】										
直営										
請負										
合計										
直近の前々年の実績【事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日】										
直営										
請負										
合計										
[]年後の目標【事業期間 年 月 日 ～ 令和 年 月 日】										
	生 産						※事業期間は原則定款等の事業期間に合わせ、1年間(12ヶ月)としてください。 ※「[]年後の目標」は、3年、又は5年を選択してください。 ※3年間で1割以上、5年間で2割以上、増加する目標を記入してください。			
	主 伐			間 伐						
	材 積 (m ³)	雇用量 (人)	労働生産性 (m ³ /人日)	材 積 (m ³)	雇用量 (人)	労働生産性 (m ³ /人日)				
直営										
請負										
合計										

3 生産管理又は流通合理化等

- (1)、(2)について、実施している内容を、具体的に記入してください。(どちらか片方は実施していなければならない。)
過去の当該公募に応募していない場合は、「1年以内に確実に取り組む」を選択できます。(取組の計画を記入する。)

(1) 適切な生産管理

作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善 等

--

1年以内に確実に取り組む
(初回応募のみ選択可)

(2) 原木の安定供給・流通合理化等

製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材」での快適空間づくり 等

--

1年以内に確実に取り組む
(初回応募のみ選択可)

※取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷を実施している場合は、その協定書等の写しを添付。

4 造林・保育の省力化・低コスト化

実施している内容を、具体的に記入してください。
過去の当該公募に応募していない場合は、「1年以内に確実に取り組む」を選択できます。（取組の計画を記入する。）

伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下記の省略 等

1年以内に
確実に
取り組む
（初回
応募の
み選択
可）

5 主伐後の再造林の確保

(1)、(2)について、実施している内容を、具体的に記載してください。（**両方とも実施していなければならない。**）
過去の当該公募に応募していない場合は、「1年以内に確実に取り組む」を選択できます。（取組の計画を記入する。）

(1) 主伐及び主伐後の再造林を**一体的に実施する体制**

主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制、若しくは連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制

1年以内に
確実に
取り組む
（初回
応募の
み選択
可）

※他の林業経営体と連携して実施している場合は、その協定書等の写しを添付。

(2) 主伐後の適切な更新

自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の実施、
他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ

1年以内に
確実に
取り組む
（初回
応募の
み選択
可）

6 生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年以上	3年未満	
(1) 素材生産の事業実績	☐	☐	※(1)、(2)どちらも3年未満の場合は、作業の質や安全性等が確保されていることを証明する書類を添付。
(2) 造林・保育の事業実績	☐	☐	

7 伐採・造林に関する行動規範の策定等

(1)～(3)のうち、**遵守している行動規範**を選択し、遵守されていることをどのように確認しているか具体的に記入してください。（**1つは実施していなければならない。**）
過去の当該公募に応募していない場合は、「1年以内に確実に取り組む」を選択できます。（取組の計画を記入する。）

	策定・遵守 済	1年以内に確実に 取り組む（初回応募の み選択可）
(1) 経営体独自の行動規範を策定し、遵守している。	☐	☐
規範等が遵守されていることをどのように確認しているか記入してください。		
※策定した行動規範を添付。		
(2) 所属する業界団体等が策定した行動規範等を遵守している。	策定・遵守 済	1年以内に確実に 取り組む（初回応募の み選択可）
策定した団体 []	☐	☐
規範等が遵守されていることをどのように確認しているか記入してください。		
※行動規範、ガイドライン等を添付。		
(3) 都道府県・市町村等、行政の策定したガイドライン等の遵守	策定・遵守 済	1年以内に確実に 取り組む（初回応募の み選択可）
策定した都道府県・市町村等 []	☐	☐
規範等が遵守されていることをどのように確認しているか記入してください。		
※行動規範、ガイドライン等を添付。		
(「伐採作業と造林作業の連携等に関する静岡県ガイドライン」を遵守する場合は、添付する必要はありません。)		

8 雇用管理の改善及び労働安全対策

(1)～(4)について、実施している内容を、具体的に記入してください。（すべて実施していなければならない。）
現場作業職員を直接雇用していない場合でも、事業主自身及び作業を行う経営体等がすべて実施していること。
過去の当該公募に応募していない場合は、「1年以内に確実に取り組む」を選択できます。（取組の計画を記入する。）
(5)及び(6)については、直近の年度末時点での人数を記入してください。

(1) 雇用管理の改善

雇用の安定化（現場作業職員の常雇用等）、労働条件の改善（現場作業職員への月給制の導入・週休2日制の導入等）
教育訓練の充実（計画的な研修実施等）、福利厚生の実施（退職金共済への加入等）など

1年以内に
確実に取り
組む（初回
応募のみ選
択可）

(2)-1 労働安全対策

現場作業職員等への安全衛生教育、リスクアセスメント、防護具等の着用の徹底、作業現場の安全巡回
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導（林業経営コンサルティング）、FL及び林業技能士の確保 など

1年以内に
確実に取り
組む（初回
応募のみ選
択可）

- ・毎朝、防護用具の確認を徹底して実施し、必要に応じて更新を行っている。
- ・役員による安全パトロールを実施している。

該当する 該当しない

(2)-2 提出日以前の2年間に、死傷災害（休業4日以上）を起こしている。

はい

県から連絡があった場合、林業経営コンサルティング※を受けることを承諾する。
※過去に労働災害が発生した経営体に対し、県から外部講師を派遣し、社内の安全ルールの策定等を支援。

加入して
いる 1年以内に加入（初
回応募のみ選択可）

(3) 労働者災害補償保険に加入している。

(4) 以下の届出を行っている。（届出の義務がない場合を除く。）

行っ
て
い
る 1年以内に加入
（初回応募のみ選択可）

①健康保険法第48条の規定による届出

②厚生年金保険法第27条の規定による届出

③雇用保険法第7条の規定による届出

(5) 雇用の状況 ※直近の事業年度末時点での人数を記入してください。雇用職員人数のみ計上し、役員等の人数は含みません。

林業現場作業職員数		事務系等職員 （うち通年）	社会・労働保険等への加入状況			
常用（うち通年）	臨時・季節・その他		労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
人	人	人	人	人	人	人
（人）		（人）				
合計 （うち通年）	0人 （0人）					

※ 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者（林業労働力確保に関する法律第2条第1項に規定する林業労働者 をいう。）の 数を記載すること。
※ 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。
※ 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがない又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいい、うち通年には、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。
※ 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。
※ その他とは、常用、臨時、季節に該当しないもので、雇用契約において1か月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

(6) 支払賃金の状況(直近の事業年度、常用の現場作業職員(年度途中で退職した人を除く)の年収)

区分	100万円未満	100万円以上150万円未満	150万円以上200万円未満	200万円以上250万円未満	250万円以上300万円未満	300万円以上350万円未満	350万円以上400万円未満	400万円以上450万円未満	450万円以上500万円未満	500万円以上
現場作業職員の人数										
区分	550万円以上600万円未満	600万円以上650万円未満	650万円以上700万円未満	700万円以上	合計					
現場作業職員の人数										

9 コンプライアンスの確保 ※(1)～(5)すべてに該当しないこと

	該当する	該当しない
(1)業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を得ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である	☐	☐
(2)業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である	☐	☐
(3)国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である	☐	☐
(4)7に掲げる行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者である	☐	☐
(5)その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等)	☐	☐

10 常勤役員の設置 (法人のみ)

常勤役員の氏名等

役 職	ふりがな	住 所	生年月日
	氏 名		

※応募申請時点での常勤役員について記載すること

※必要であれば行を追加すること

11 経営理念を記入してください。

12 調査やアンケート等、国及び県が行う事業について協力依頼があった場合、取り組むことを承諾する。

はい

☐

様式第2号 経理状況の概要 (事業者名:)

1 貸借対照表の要旨

(単位:円)

区分		直近の前々年の事業年度	直近の前年の事業年度	直近の事業年度
資産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
資産合計				
負債	流動負債			
	固定負債			
	負債合計			
純資産	資本金			
	資本剰余金			
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金			
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
	評価・換算差額等			
	純資産合計			
負債及び純資産合計				

2 損益計算書の要旨

(単位:円)

区分	直近の前々年の事業年度	直近の前年の事業年度	直近の事業年度
売上高			
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

3 自己資本比率及び経常利益金額等

(単位:円)

区分			
自己資本比率(%)			
経常利益			
減価償却費			
経常利益金額等			

林業現場作業職員名簿

年月日時点

No	氏名	生年月日	年齢	林業経験年数	性別	雇用年月	雇用形態	社会保険等加入状況					資格等保有状況					備考
								労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金	退職金共済等	FM	FL	1級林業技能士	2級林業技能士	3級林業技能士	
合 計																		

- (記載要領)
- 1 報告に係る事業年度中に在職した林業現場作業職員（直接雇用して、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事させた職員）について、常用の有無を問わず記載すること（臨時・季節も含む）。 年度期間中に退職した者についても記載し、備考に退職年月を記載すること。なお、年度途中で退職した者は、雇用形態、社会保険の加入状況の欄を記載する必要はない。
 - 2 林業経験年数は、所属にこだわらず、林業労働者として働いた満年数を記載すること。
 - 3 雇用年月は、当該林業現場作業職員を雇用した年月を記載すること。
 - 4 雇用形態の区分は、常用（通年）、常用、臨時、季節、その他とする。
 - 5 資格等保有状況欄では、フォレストマネージャー（FM）、フォレストリーダー（FL）及び職業能力開発促進法に基づく林業技能士各級を保有する者に「○」を記入すること。なお、指定機関技能検定委員が在籍している場合はFLとして計上してください。
 - 6 備考欄に修了した特別教育等を記入すること。

様式第 4 号（用紙 日本産業規格 A 4 横型）

閲覧名簿

	住 所	氏 名	電話番号	閲覧を希望する 民間事業者名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				